

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第28号）  
の内容

平成26年10月4日施行

亀岡市議会基本条例第24条に基づく見直し手続きとして、議会運営委員会における同条例の検証及び検討の結果、下記事項について、所要の改正を行います。

（改正事項）

- （1）市の意思決定を行う議会の審議過程を強調する表現として、「意思決定機関」を「議事機関」に改める。
- （2）議会の活動原則に、「市民の意見を的確に把握し議会活動に反映させること」、「より良い政策・施策の実現に努めること」を加える。
- （3）市民と議会との関係において、「請願者等の意見聴取機会の担保」及び「市民との多様な意見交換の機会充実」等を規定し、市民参加機会を拡充する。
- （4）議会の意思実現、監視機能強化のため、「議会提言（決議・請願）への対応の報告を求める」規定を加える。
- （5）一般質問の目的をより明確にし、一括又は一問一答の方法は、会議規則で規定する。
- （6）議員間自由討議について、運用に即した規定に改める。
- （7）委員会の活動に「所管事務調査」を加え、「市民からの要請に応じた説明の場」を削除する。
- （8）広報に関する規定は、効果的な広報広聴に取り組む趣旨に改める。
- （9）議会全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に取り組むことを加える。
- （10）条例の目的に照らした検証の場を定期的にもつことを規定する。
- （11）その他、条文の整理等、所要の改正を行う。